

海外に財産がある場合



グローバル化の進展に伴い、海外に銀行預金などの金融資産やコンドミニウムなどの不動産を所有している人が増えています。実はそのような人に相続が発生すると、相続人が手続きに大変苦労されることになりかねません。海外財産の相続手続きは、言葉が違うだけでなく、日本と海外の両方の法律や税金がからんでくるため、**かなりの手間や時間がかかり、場合によっては専門家への多額の費用がかかる**ことになります。また、日本と海外の両方の相続手続きに詳しい専門家も少ないため、最悪の場合、**海外財産の相続をあきらめてしまう**人も出てきます。



たとえばアメリカに財産を所有する日本人が亡くなると、日本法が適用される場合でも、アメリカの州法に基づく手続きを求められることが多くあります。日本と違いアメリカでは、原則として**プロベイト**と呼ばれる裁判所を通じての相続手続きが必要になります。アメリカは州によって法律も違い、かなり煩雑な裁判手続きとなり、**相当の費用と時間がかかる**といわれています。また、**プロベイト**では、遺言書がない場合、原則、財産の所在する州の法律に従った分配が行われるため、日本の遺産分割協議書による分配を主張しても理解してもらえない可能性があります。

海外に財産を持っている人は、相続人の負担を減らし、本人の意思に従って財産を遺すためにも、**遺言書の作成や生前信託の設定などの対応を検討**するとよいでしょう。なお、実際の海外財産の相続手続きでは、日本の法律に基づく遺言書は理解してもらえないこともよくあるため、**その財産がある国の法律に基づいた、その国にある財産に限定した現地の言葉による遺言書を作成**しておけば、**プロベイト**などの相続手続きをスムーズに進めることが可能となります。

ただし、いずれにしても相応の手間と費用がかかるため、**海外に財産を持つことのメリットと相続手続きなどのデメリットを比較**して、状況によっては**海外財産を生前に処分**することも検討した方がよいでしょう。



出典：角川SSC新書『遺言の「落とし穴」―事例でわかる円満相続のコツ―』灰谷健司(KADOKAWA)